

## 電気通信大学UEC修学支援奨学金規程

平成23年10月18日

改正

平成27年 1月21日

平成28年 3月23日

平成28年10月26日

平成30年 3月30日

平成30年 9月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学UEC修学支援奨学金（以下「奨学金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 奨学金は、理工系分野に強い興味と探究心を持ち、電気通信大学（以下「本学」という。）への入学を希望する学修意欲あふれる学生の入学後の修学に必要な経済的支援を行うことを目的とする。

(奨学生数及び経済的支援の内容)

第3条 奨学生は、原則として男子10名、女子10名とする。

2 奨学生への支援内容は、次のとおりとする。

(1) 奨学金支給 1年次に20万円、2年次から4年次までの間、1年ごとに10万円支給する。

(2) 授業料免除 電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程に基づく選考を経て授業料を免除する。ただし、当該選考において免除を許可されなかった者についても、授業料の半額を免除する。

3 奨学生のうち女子をUEC WOMANと呼称する。

(申請資格)

第4条 奨学金を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本学情報理工学域一般入学試験の受験を予定し、本学への入学を強く希望する者

(2) 日本の高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は卒業見込みの者

(3) 学業成績・人物ともに優秀で、入学後の修学において経済的な支援を必要とする者

(4) 本学へ入学後、本学の教育活動等に自ら協力し、大学の発展に貢献する意欲のある者

(申請書類)

第5条 奨学金の申請を行う者は、本学の指定する期日までに電気通信大学UEC修学支援奨学金申請書に次の各号に掲げる書類を添えて学長に申請しなければならない。

(1) 本学が指定する課題についての作文

(2) 学校長推薦書

(3) 調査書

- (4) 収入に関する証明書
- (5) その他参考となる資料  
(奨学生の選考)

第6条 奨学生の選考は、全学教育・学生支援機構学生支援センター会議の提案に基づき、役員会の議を経て学長が行う。

- 2 奨学生の選考基準は、別に定める。  
(奨学生の身分の取消し)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、奨学生としての身分を取り消すものとする。

- (1) 学業成績のGPAが2.5未満となったとき。
- (2) その他奨学生としてふさわしくないと認められる場合

- 2 前項の審査は、前条第1項に準じて行う。  
(奨学生の活動)

第8条 奨学生は、修学の妨げとならない範囲において、本学の教育活動及び広報活動等に協力するものとする。

- 2 前項に規定する学生の活動に必要な旅費等の経費については、本学の定めるところにより支給する。  
(担当事務)

第9条 奨学金及び奨学生の選考に関する事務は、学務部学生課が処理する。

- 2 奨学生が協力する本学の教育活動等に関する事務は、それぞれ該当する担当課が処理する。  
(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成23年10月18日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度の入学生から適用する。  
(経過措置)
- 2 平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年10月26日から施行し、平成30年度の入学生から適用する。  
(経過措置)
- 2 平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年9月18日から施行し、平成31年度の入学生から適用する。
- 2 平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。